

JARL中国地方本部便覧第2号-追加版

文責：中国地方本部長



この追加版については、当時のＪＡＲＬ執行部の不適切な処置が中国地方本部全体の業務遂行に影響を及ぼし、未だ裁判という形で尾を引いているという現実に鑑み、現中国地方本部長の責任で皆様にご報告するものです。

本来、同好の士とも言ふべきアマチュア無線家がボランティアで従事している役員等に対し、損害賠償訴訟というような手段に出ること自体、あってはならないことだと考えております。

J A R Lでは、他にも会員の方から裁判を起こされた事案も有り、誠に悲しむべきことだと言うほかありません。 同じ趣味を楽しむ人々の集まりとして、このような静いをなくし、和気藹々としたJ A R Lを作りたいという願いを込めて、あえて皆様に公表致します。

第4回定時社員総会での中国地方からの事前質問は、島根県支部長の金子さんから、「中国地方本部を巻き込んだ裁判に関して会長の見解」を質問しました。

準備書面 の質問内容は下記の通りです。

この準備書面で書かれている、金子島根県支部長を被告にし 名誉を毀損しているとして高額な賠償金（１５０万円）を要求した裁判（原告：ＪＨ４ＮＭＴ松田佳之氏、現中国地方社員・ＪＡＲＬコンテスト委員）のもとになっている 平成２５年６月１３日に金子島根県支部長がＪＡＲＬ支部長メーリングで全国の支部長皆様にお届けした『中国地方 混迷の１年（ご報告）』を後半に再度掲載致します。

- + - + - + - + - + - + - + - + - + - + - + - + - + - + - + - + - + -

準備書面 ⑱JE4WWK 金子由次

平成 27 年 6 月 5 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

会長 山之内 俊彦 殿

支部区域毎(島根県) の社員

J E 4 W W K 金子 由次

第4回 定時社員総会 事前質問準備書面

第1. ●報告事項関連 組織運営に関して

*1 平成24年6月の第1回定時社員総会において、理事・中国地方本部長候補者が役員選任されなかった事をご存じの通りです。その為に執行部の話合いで本部長代行が任命され、平成24年9月8日に地方本部の組織替えがあり、地方本部長公印がなぜか新任のJH4NMT監査長に預けられました。それから3か月後の11月24日に「ただし書き本部長」の規則改正がされて12月19日に新本部長が任命されました。

- *2 新本部長は、地方本部運営を正常化したく奔走しました。しかしながら、前の本部長代行が任命した JH4NMT 松田監査長は、新本部長の指示に従わず 無視して勝手な判断や振る舞いにより地方本部の運営を混乱させ中国地方本部では大問題となりました。新本部長は地方本部を正常化させたく、平成27年3月に JH4NMT 松田監査長の交代を会長に申し出ましたが会長に拒否されることとなりさらに混乱しました。
- *3 監査長は、地方本部長が任命権者であり、会長の越権行為に地方本部ではたいへん驚きました。第1回定時社員総会で本部長が選任されなかった中国・北海道・四国の地方本部の中で、北海道地方本部は新地方本部長の意向に沿った役員変更がなされており、なぜ中国地方本部は出来ないのかと苦情を度々申し入れましたが認められませんでした。
さらに、支部長全員に会長名で「嚴重注意」なる文書が送付されことを合わせて大混乱となりました。
- *このような、社団の組織運営を無視した当時の JARL 会長の暴挙とも言える 異常行動は許されるものなのでしょうか。

J A R L 山之内会長の 誠実な見解をお伺いしたい。

- *4 当時、大混乱させられた中国地方本部、全国の支部でも同様なことが起こりえる現状を知って頂きたく、島根県支部長 JE4WWK 金子が平成25年6月13日に「中国地方 混迷の1年（ご報告）」として J A R L 支部長のメーリングにて支部長皆様にお届けしたことをご記憶の方も多いと思います。
- *5 メール送信した文書内容に関して、その中で指摘された当時の JH4NMT 松田佳之・元中国地方監査長（在任期間 H24/9～H25/6）が損害賠償請求控訴を起こした内容については、平成26年6月の第3回定時社員総会質問準備書面（準備書面⑭JH4NMT 松田佳之）にて本人が記して取上げられています。
- *6 その裁判で JH4NMT 松田佳之氏は、前記「中国地方混迷の1年（ご報告）」が名誉を毀損しているとして高額な賠償金を要求しておりますが、当時の中国地方本部役員一同は、JH4NMT 松田佳之氏が JARL の定款，規則，規程等を自分に都合のいいように拡大解釈し、本部長の業務指示を無視する等 中国地方本部業務を混乱させていると感じており、監査長を解任することもやむを得ないと、本部長及び各県支部長の間では合意が形成されていました。
- *7 裁判の6項目の争点内容については、ここでは詳細は記しませんが高額な賠償金を要求しておりました。
- *8 平成26年11月25日広島地方裁判所より、「JE4WWK 金子由次の主張の主要部分についての真実の証明がなされた」と認められ、JH4NMT 松田佳之氏の請求が棄却される判決がありました。書状では次のように記述されています。
- *9 「本件文書（中国地方 混迷の1年(ご報告)）は、被告(島根県支部長 JE4WWK 金子)が JARL の組織運営の正常化のためという公益目的によって送信したものであることは、同文書の記載内容及び証拠（被告本人）により認められる。」

- *10 「したがって、原告(JH4NMT 松田佳之)の本件損害賠償請求は、被告の行為に違法性が認められないから、その余の点について判断するまでもなく理由がない。 よって、原告の請求は、理由がないから棄却することとする。」

地方裁判所 判決主文：「原告の請求を棄却する。」 H26/11/25

- *11 その後、JH4NMT 松田佳之氏は、広島高等裁判所に高額な賠償金を要求して控訴しましたが、平成27年4月22日に広島高等裁判所より広島地裁第1審と同趣旨で「控訴棄却」の判決が出るに至っております。

- *12 このように島根県支部長 JE4WWK 金子の送信した「中国地方 混迷の1年（ご報告）」は全て真実であると認められ名誉毀損はなく、高額な損害賠償請求訴訟の裁判は、地裁・高裁とも全面的に 勝訴しています。

JH4NMT 松田佳之氏は、この判決を受けた後に不服であるとして最高裁に上告しておりますが、最高裁では判決が覆ることはありません。

- *13 このように、JARL の組織運営で本部長命令を無視する等の行為により地方本部の業務に支障を与え、さらに一方的に高額賠償金を要求した 元中国地方監査長・JH4NMT 松田佳之氏・現中国地方社員及びコンテスト委員 としての責任は重大であると考え、いかに問われるべきであるか？

J A R L 会長の 見解をお伺いしたいと思います。

第2. ●報告事項関連 印章取扱規程に関して

- *14 平成23年11月の一般社団法人移行後に、印章取扱規程第3条によって地方本部関係の印章は 第9号地方本部長印と第10号支部長印の2種類のみとなっており 監査長公印は実在しません。

- *15 前項目の中での裁判内容で、元監査長が職務中に使用捺印していた「中国地方監査長の印」角印 についても 重要な争点になっていました。

- *16 上記の監査長印鑑は、一般社団法人になる前から就任していた 代々の本部長・前任監査長の誰もが知らない角印をJH4NMT松田氏がH24/9 監査長になってから使用を始めました。

- *17 平成13年頃のJARL組織改革までは角印があったとされていますが、その後所在が不明でした。 JH4NMT 松田氏がH24/9/8 監査長に就任してから現れて 使われ始めました。 裁判が始まってからH26/1 証拠文書と証言の中で、「この印鑑はJARL事務局から監査長就任2日後のH24/9/10 に 請求しないのに一方的に送られてきた」との事でした。 J A R L事務局がどの様にこの監査長角印を所有していたのかは明確ではありません。

- *18 平成23年11月に一般社団に移行した時に、当時の元本部長は所有していた「本部長印、監査長印、各県支部長印」をJARLに返還しています。 その後からは、印章規程の変更で 公印は新本部長印、各県新支部長印のみになっており、監査長印は廃止されて

います。

*19 裁判では、原告 JH4NMT 松田佳之氏は「真正な公印である監査長角印」を J A R L から受け取っていると明言しています。

*20 その公印であると称した監査長角印ですが、平成25年6月（本部長が任命権者にもかかわらず J A R L 会長に辞任届を提出）に監査長を辞任しているにもかかわらず、新しい監査長に監査長角印を渡していないことが判明しました。

*21 さらに、平成25年7月に当時の中国地方本部長が、本人に監査長角印を請求しても何も返信がなく、当時の J A R L 会長に中国地方本部に返還させるように依頼しましたが J A R L から連絡しても返事もないとの事です。

*22 その後、当時の J A R L 会長から 何回も督促しても、2年以上経った現在に至っても印鑑が返還されておりません。

*23 印章規程によって、監査長角印は公印ではない事は公然の事実であり誰もが理解しているはずですが。 高額な賠償金を要求している訴訟原告の JH4NMT 松田氏が公印と称している印鑑をなぜ返さないのか、当時の本部長が尋ねたところ、裁判の証拠として弁護士に預けてであると説明がありました。 しかし 地裁・高裁での裁判の中で証拠として監査長角印を提示されたことは一度もありません。 監査長角印を見られては困ることがあるからかと、疑われても仕方ありません。

*24 中国地方本部では、印章規程にない角印でも J A R L から配布されたもので、地方本部の管理対象物であるので 今後ともあくまでも返還を求めています。現中国地方本部長は、平成27年5月7日、松田氏に対し内容証明郵便にて返却を求めましたが、無視し反応はありませんでした。

J A R L としては、この2年間に何回も返却を要求している監査長角印を、今後どのような方法で返却させるつもりですか？

2年間も不当所持しておりますが 法的手段を求める考えはおありですか？

この2点について J A R L 会長の見解をお伺いします。

*25 JH4NMT 松田佳之氏は、この監査長角印を J A R L から受け取ったことに関して、裁判の中の証言文書として次の様に記載しております。

*26 監査長の印章は真正なものであること。 元中国地方監査長 JH4NMT 松田氏は、「J A R L が一般社団法人になった後の中国地方監査長に委嘱の2日後の平成24年9月10日に、請求しないのに一方的に J A R L 事務局庶務課長の高橋壮氏から監査長の印章(角印)送られてきたので受領した。」

*27 現社員松田氏は、「原告(松田氏)が中国地方監査長として使用していた印章は、J A R L が作成し、原告にその使用を委託したものに他ならない。」

*28 「本訴訟を注視している複数の J A R L 理事らが、原告に監査長印を送付した J A R L 事

事務局前庶務課長の高橋壮氏（平成 25/10/1 日付で総務部部長及び総務課課長兼務に移動）に、監査長印の取扱いについて確認したところ、監査長としての業務の遂行や 監査長としての対外的な文書の作成と発信などで監査長印を使用することが望ましいとの判断のもと、JARLとして作成した監査長印を、各地域(地方本部)の監査長に送付してあるという内容の回答があった。」

- *29 各地域の監査長に 監査長角印を送付したのは事実ですか？
- *30 各々監査長に送付したとありますが、いくつの地域に送付しましたか？
- *31 送付印鑑は、JARL 保管印鑑か、新しく製作されたものですか？
- *32 前記の*28 の回答を高橋総務部長は、複数の理事に発言しましたか？
- *33 もし発言がなければ、原告松田氏は 偽証をしたと思いますか？
- *34 JARL 事務局は、印章規程にも無い監査長角印をわざわざ送ることは、組織混乱させることとなりますが なぜ送ったのですか？

*29～*34 の5点 JARL 会長の見解をお伺いしたい。

最後に、元中国地方監査長 J H 4 NMT 松田佳之氏（現中国地方社員）は、現在、コンテスト委員にも任命されているようだが、自ら起こした高額の賠償金を要求する不当な訴訟に完全敗訴の判決がなされ、印章取扱規程にもない監査長角印を真正な公印と称して使用し、さらには退任後2年を経過しても未だ J A R L から地方本部長からの度々の要求に対しても 返還していない 搾取していると見られる状況を鑑みると、誠実で公正な立場で J A R L の委員等の職責をこなさないといけなく、その重責を担うにふさわしくないと断言できるが・・・

JARLとして JH4NMT松田氏の負うべき責任について？

JARL 会長の良識ある見解、お考えをお伺いしたい。



以上

以下は 平成25年6月13日に、金子島根県支部長が J A R L 支部長メーリングで全国の支部長皆様にお届けした『中国地方 混迷の1年（ご報告）』です。

- ★文中で、①～⑥の赤下線部分は、原告：J H 4 NMT 松田佳之氏、現中国地方社員・JARL コンテスト委員 が名誉毀損とした訴訟争点です。
地方裁判所・高等裁判所から、「全ての争点は真実であり名誉毀損に当たらない」ので『本件控訴を棄却する』と判決されています。

-----Original Message-----

From: 金子由次

Sent: Thursday, June 13, 2013 1:56 AM

To: JARL 連盟・支部長ML

Subject: 中国地方 混迷の1年

支部長（社員）各位 様

支部長（社員）の皆さま、第2回定時社員総会の直前で お忙しいとは思いますがお許し下さい・・・
JARL 中国地方本部長（JA4DLF 網島俊昭 氏）が、H25年6月7日付でJARL会長より
罷免されました・・・

以下「中国地方 混迷の1年（ご報告）」に纏めましたので ご理解頂きたくメールさせていただきます・・・
、少し長くて読み辛いかも知れませんが、ご容赦をお願い致します～～

★ 他の JARL 会員の方々への転送は ご自由にどうぞ！ ★

+++++

中国地方 混迷の1年（ご報告）

全国のJARL各県支部長の皆様には、益々、御清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は、色々とお世話になっており、誠に有り難うございます。

現在 4エリアは混迷しています。 それは、第1回社員総会で本部長候補者が否認された事から始まりました。

中々 後任の本部長をどうするか決まらない中で、会長以下の3役で理事会にも凶る事が無く自分たちで牛耳ろうとする動きが見えてきたために、中国5県支部長の連名で「本部長代行者の選任の要望書」で（〇〇専務理事 又は 〇〇理事を代行者にご選任を要望致します・・・）と出しました。

それに対して、会長から「《嚴重注意》支部長から起こされた連盟運営への妨害と判断されますので、この文書の撤回を求めます」という文書が郵送されてきました。 会長名の文書ではありましたが、私印を押印した文書でしたので私的な文書だと判断しそのままにしておりましたが、会長からはその後何にも言って来ませんでした。

その後 4エリアの本部長(代行)に決まったのは、現副会長兼関西本部長の長谷川氏です。そして長谷川代行が地方本部役員として選んだのは、本部長就任を総会で否認された方を始め、他の2名の方々です。

①中でも監査長になった人物は、本部長(代行)から地方本部公印を預かり 広島の中国総通に「自分が本部長(代行)の代行だ～と言っていき、中国総通が「そんな者がいるのか？」っと元本部長に問合せが行くという恥をさらしました。 また、本部長(代行)が中国総通に挨拶にも行かなかったのが、今までのJARLの信用関係も低下してしまいました。

②さらにこの監査長は、非常通信協議会等の理事は自分であると勝手に選任届けを提出して、その後物議をかもし出しました。 また、監査長公印は一般社団になってから廃止になっているのに、自分で角印「中国地方監査長の印」を作って押しまくっています。

その後、監査指導業務に対しては、各県から出される報告書を見殺しにして事務処理を行うことなく遅延させるとともに、2局のガイダンス局を支部長に無断で自分のところに集めて抱え込んで現在に至っています。本部長が運用を企図して機器の移動を指示しても抱え込んだままです。

その理由が、昨年の総会で各県監査指導委員長は任期切れであり、その後「ただし書き本部長」が各県からの任用意見書を集めないから、中国5県は監査指導委員長及び監査指導委員は不在であるとして、H24年度の各県から提出された業務報告書をチェック捺印することなく留め置いております。

③今年の4月19日になってから、「H24年度JARL中国地方本部 監査指導業務実施結果について(報告)」なるものを、会長・専務理事・本部長に自作の監査長印を押して出してきました。上記に述べたような事をクドクドと書き連ねており、「ただし書き本部長」が職務を果たさないからだと書き並べてあります。

④この中には、元本部長が中止した「H24/4/23の監査指導委員長会議」に5県委員長が出席して主要な事項を決定したとまで記載しています。しかし、この会議は開催された事実が無いにもかかわらず虚偽の記載をしています。地方本部では、会議の会場費・交通費等も支出していません

各県の監査指導委員は、以上の様な状態でも粛々とその監査業務を今でも遂行しています。

ともかく、当時の長谷川本部長(代行)が本部役員「総務(総会否認者)、会計幹事、監査長」の3名を各県支部長に説明することなく決定した訳です。中には領収書偽造の発覚で元本部長から解任された者も含んでおり、地元をはじめ各県のOM、正会員から何をやっているんだ〜と苦情が集まりました。

そういう訳で、面倒な問題をはらんだまま長谷川本部長(代行)のもとで発足したのですが、その後該当地域の各県支部長の意見を聞いて、当該地域の正員の中から本部長を指名するという規定が改正されて、12月19日に会計監査であった岡山県のJA4DLF 綱島俊昭氏が中国地方本部長に委嘱されました。綱島本部長は、就任に当たって、役員は一新させて頂きたいと会長及び長谷川本部長(代行)に申し出ましたが、役員はそのままでという強い指示を受け、仕方なく綱島本部長が務めていた会計監査は交代しましたが、その他の役員はそのままの態勢で、再度発足したわけです。会長及び長谷川副会長は、当初JARL局機器管理団体代表も、替える事はまかりならん!と強調されていましたが、健康上の都合で有りましたので、後々にやっと代える事が出来ました。

支部長の皆さま方、考えて見て下さい。くだんの監査長が就任したのは9月8日の地方本部会議です。その後、5県支部長の全員の推薦で就任した理事でない本部長は、12月19日に決定の綱島中国地方本部長です。

その9月から12月までの3ヶ月間は、3期副会長の本部長(代行)が、監査長を指導・命令してその業務に邁進させる事が出来たのに、本部長(代行)が職務運営を放棄していたのと同じです。その間に、幾らでも監査指導委員長・JARLガイダンス局運用者の任用も的確に監査長を指導していれば完了していたでしょう。

⑤前述した監査長の「報告書」には、規定・義務・権限の無い不必要な文書であり「ただし書き本部長」を落とし入れる様に書かれている、本部長を無視した重大な服務規律違反のものです。

長谷川本部長(代行)と松田監査長が、墓穴を掘った様なものですね。

⑥その後は、我々が危惧したとおり、役員の中の一人(監査長)が本部長の指示に従わず、本来の職務である各期毎の報告を本部長にあげない。本部長や我々支部長の問いかけにもまったく反応しない、果ては会議にも出てこない 監査指導委員長会議も計画しない(H24年度、H25年度)という状態が続き、中国地方の監査業務は めちゃめちゃになってしまいました。

そこで綱島本部長には、我々各県支部長の考えもあり、また新本部長が仕事をしやすいようにと、地方本部の役員選任は本部長の専権事項であるから一部の本部役員の解任・変更を具申しました。

役員の任免については、会計監査以外の役員は本部長の権限で実施できることではありますが、一応、事前に承諾を得ようと会長にお知らせしたところ、「役員の交代は絶対にまかり成らん、白紙撤回せよ。」と強要する返事がありました。

実はこれより前に、同じ状況で「ただし書き地方本部長が就任した北海道」において、やはり役員を交代させていて、綱島本部長が「北海道は役員の交代を認めているのに、中国地方は認めないというのは納得できない…」と会長に直接訴えたのですが、明確な返事はありませんでした。ゼロエリア副会長の時は良くて、3エリア副会長が本部長(代行)の時に決めた事は、人事がダメだったのです。公正さに欠ける処置です。

会長は、綱島本部長との面談(会長よりの要請で3月5日に岡山市に於いて)の中で「東京に帰ったら、北海道にも白紙撤回させる。」と約束されたそうです。

その後、北海道本部長に問い合わせたところ 会長からは撤回しろ！との指示事実はなく、中国地方だけが口頭で役員変更の白紙撤回を強要された訳です。

綱島本部長は、「この役員の交代についてはそれ相当の理由もあり、また 本部長権限に関わる事柄について白紙撤回を命ぜられるのは法的な疑義もあります。口頭での命令は困るので正式に文書で下さい」と、メールで会長に申し出ましたが、その後「役員の交代については認めていない。穏やかな本部運営に努力しろ！」とメールがあったきりです。

会長・副会長等執行部の皆さんは、我々から見るとあくまでも、現在の中国地方本部役員3名を守ろうとしているように見えます。特に監査長は3エリア元本部長(代行)とは、親分子分の関係かと推定・噂されているほどに 頑なに解任される事を阻止しているようです。将来のJARL運営には絶対必要な者だと3エリア元本部長(代行)は思っているようです。また、綱島本部長は元本部長(代行)から、「絶対に役員変更はまかりならん、選挙で選ばれない本部長が何でも出来るとは思わない」と恫喝まがいに言われたと嘆いていました。

その後の各県支部長の間では、8エリアみたいに、本部長は会長に了解を取ろうとしないで 無

断で解任してしまえばよかったのだ～とまで話題になりました。

中国地方は、「本部長(代行)に関して要望書」を出した時点で恨まれたみたいだね～っと会話が弾みます。 3エリア副会長だったからな～！ っです。

この1年間は、この様にごたごた続きの中国地方です。 しかし、JARL から無理難題があっても 各県支部・地方本部(監査業務を除く)は自分たちの領分を全うしようと努力して活動しています。

5月19日には、「全国本部長会議」がJARL本部で実施され、この席上でも綱島本部長は、30分以上にわたり監査長の解任を主張しましたが、聞き入れられません。 他の本部長さんの助言で「会長・副会長がこの監査長を指導すると約束すること!」で会議を終えたそうです。 勿論、その後3週間を越しましたが、監査長に指導が行われた形跡はなく、そのままの状態です。 メールを打っても音信不通、会議には欠席が続くことでしょう。

また、この本部長会議後の5月24日、綱島本部長のところへ北海道の社員Oと言う人物から電話があり、「綱島さん、社員総会が終わるまで、おとなしくしていた方が綱島さんのためですよ。」とまるで脅迫のような電話があったそうです。

全国の支部長様には、このような執行部のやり方をどう思われるでしょうか。

この報告書を準備している時、6月4日に会長から本部長に電話が有り「退任を勧告する!」と言われたそうです。 やめる理由はないので断ると、「わかった、じゃあ やめてもらう!」と言われたとの事。 理由を尋ねると「昨日 広島中国総通に行って 監査長に無断でガイダンス運用の調整をした…」??、「去年の社員総会の後、各県支部長以下の役員は任期が切れたのに、監査指導委員長の個人資料を監査長に出さないの、未だに監査指導委員長が決まらず、監査長が困っているのはお前の責任だから～」との事でした。 各県は、総会后県役員人事を再選して運営しています。 決まらないのは、誰の責任なのか 前述で明らかにしましたよね。

ガイダンス局の協同運用（これは、会長から総通に向けお互い協同して、ガイダンスをやりませんか?という要望書を出していたようです・地方本部では聞いていないので分かりませんでした）に関することが中国総通から話題に出たので、「共同運用の話は聞いていませんが、地方本部内部の事情で現在 ガイダンス運用できないので運用可能な状況になったら、よろしく御願います」と話しただけの事です。 この会談が翌日には会長の耳に入っていたのです。 皆様のところには、この話はいつているのですか?。

「去年の総会后、他の地域県支部も 監査指導委員長選任をやり直しているのですか!」と会長に問うと「当たり前だ。どこもちゃんとやってる～!」という返事があったとの事。 うそか本当かは知りませんが!。

綱島本部長が、「でもこれは 時期的に私に言うより、前本部長(代行)の長谷川副会長の責任ですよ!」という、「先日の本部長会議(5/19)で説明して理解したはずじゃなかったのか!」と言われたので、「任期が切れたことは理解したけど、どこの地方も選任のやり直しをやっているか、会長の話は嘘か本当か分らないじゃないですか」と言っておいたそうです。

また、電話で「辞めろ～！」の話は受け入れられないので「文書で送って下さい」と頼んだそうです。

その時「綱島中国地方本部長と中国地方本部・松田監査長の二人を 委嘱解除して辞めさせる～！」と言われたそうです。（監査長は本部長の委嘱では・・・？）

JARL 会長にその様な権限があるとの規定があるのでしょうか。 規定では地域の各県支部長の推薦を受けているのに、一言も各県支部長に説明が無くて本部長を辞めさせられるのですかね！。

監査長は本部長が決めているのに、会長と一緒に辞めさせる事が出来るのでしょうか。 長谷川副会長が本部長（代行）時代に決めた人事ですから、風当たりが悪くなって辞めさせ易かったのかも知れませんが。

会長、副会長はこの様に 何事にも理事会に諮る事なく 独断専行・独善的に運営が出来るのですね。

H25/6/7 付けで「本部長の委嘱を解く」と文書が 6/10 に来たそうです。

綱島本部長は、「異議申立て書」を提出する、準備しているとの事。

「2013 中国地方ハムの集い」も近づいているのに？ です。

「監査長」にも委嘱解除の文書が出ているのかは不明です。 何時もの事で、電話での その場限りの話だったのかも知れません。

次に、本部長決定には各県支部長の意見を聞いて・・・と有ります。 会長・副会長に都合の良い者を、無断で決める恐れが有りますね！。

今回の騒動を見ていると、会長は自分の考えで無い事まで 煽られて話しているのではと 気の毒に思ってきました。 全ては会長の口から出て、後々責任は会長が負わないといけないのでは～。 周りで煽っている方々は、ほくそ笑んでいることでしょう。

まだまだ 第1号議題（終身会員）やTSS問題・・・。

JARL の3エリア移転、ビューローの1エリア移転 等々の噂に近い話題も出ていますが。

一部の JARL 執行部のためでなく、本当に J A R L の改善・改革のためであって欲しいものです。 そうでないと、排除の動きになるのでは！。

以上の様に、地域の一人の役員を守るためにこの様な騒動になる事が どうしても理解できません。 そんなに強い絆があったのでしょうかね。

お互いによく話し合って、友好的に良識ある解決方法は有った筈ですが。

全国の支部長様方には、この中国地方の現状を見て J A R L 執行部の理不尽な言動を見て、率直な御意見を頂ければ大変有り難いと思います。

また、こうした執行部のやり方について、皆さんで議論を深めていただければ心強く感じる

